

議員提出議案第 3 号

玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 7 月 9 日

沖縄県議会議長      中   川   京   貴   殿

提出者

|               |               |
|---------------|---------------|
| 大   浜   一   郎 | 宮   里   洋   史 |
| 徳   田   将   仁 | 新   里   治   利 |
| 新   垣   善   之 | 新   里   匠     |
| 喜屋武   力       | 大   屋   政   善 |
| 小   渡   良太郎   | 新   垣   淑   豊 |
| 比   嘉   忍     | 仲   里   全   孝 |
| 仲   村   家   治 | 下   地   康   教 |
| 新   垣   新     | 島   尻   忠   明 |
| 西   銘   啓史郎   | 又   吉   清   義 |
| 呉   屋   宏     | 島   袋   大     |

理   由

玉城康裕沖縄県知事を問責するため。

## 玉城康裕沖縄県知事に対する問責決議

平成30年9月に就任した玉城康裕沖縄県知事の下で運営されてきたワシントン駐在をめぐっては、その設立から閉鎖に至るまでの一連の行政運営について、行政の適法性、適正性、公正性及び透明性に重大な疑義が生じ、県政に対する県民の信頼を著しく失墜させる結果となった。

本件については、監査委員による監査、県が設置した調査検証委員会及び県議会におけるワシントン駐在問題調査特別委員会による調査を通じ、法人設立手続、契約締結、予算執行、文書管理、意思決定過程及び内部統制に至るまで、多岐にわたる問題が明らかとなった。

これら調査の過程では、権限及び責任の所在が明確でないまま事務が進められていたことが指摘されるとともに、不適切かつずさんな事務処理の実態が明らかとなり、公文書の作成及び保存、決裁手続その他行政運営の基本に関わる事項についても、その適法性及び適正性に重大な疑義が生じた。

また、県議会への説明内容、提出資料及び関係者の説明は、調査の進展に伴い幾度も修正または変更される結果となり、県民及び県議会に対する説明責任が十分に果たされたとは認め難い状況となった。

さらに、百条委員会における証人尋問及び関係資料の調査を通じ、本件は単なる契約や文書の問題にとどまるものではなく、法人設立、委託契約、予算執行、文書管理、意思決定及び内部統制に至るまで、行政運営の各段階において問題が連続的に発生した事案であることが明らかとなった。

これらの事実は、一部職員による個別の事務処理上の誤りとして捉えることはできず、行政組織として本来機能すべき内部統制及び監督体制が十分に機能しなかったことを示すものである。

その後、ワシントン事務所は閉鎖に追い込まれるとともに、関係職員に対する訓告処分に加え、知事は自ら給与を減額する条例案を提出するに至ったが、これら一連の措置は、県自ら本件に関して行政運営に重大な問題が存在したことを認めたものと受け止めざるを得ない。

しかしながら、今議会において給与減額条例案が、なお百条委員会による調査及び最終報告が終了していない段階で再度提出されたことは、県議会による

事実認定及び責任の検証が継続している中で、早期に幕引きを図ろうとしたものと捉えられかねないと言わざるを得ない。

また、本件が県行政の適法性、公正性及び透明性に対する県民の信頼を著しく失墜させた重大性に照らせば、給与減額のみをもって知事が自身の政治的責任を尽くしたものと評価することは困難である。

地方公共団体の行政運営は、法令の遵守のみならず、公正性、透明性及び説明責任に対する県民の信頼の上に成り立つものである。本件は、県政の根幹を支えるこれらの基本原則に対する県民の信頼を著しく損ない、県行政全体に対する信用を失墜させた。

行政運営の最終責任は、個々の職員ではなく、県政を統括する知事が負うべきものである。知事は、百条委員会による最終報告及びその指摘事項を真摯に受け止めるとともに、給与減額のみをもって政治的責任を尽くしたものとすることなく、県民の理解と納得が得られる責任の取り方について改めて判断すべきである。

よって、沖縄県議会は、一連の沖縄県ワシントン駐在問題に係る政治的及び道義的責任は極めて重大であると判断し、ここに玉城康裕沖縄県知事を強く問責する。

上記のとおり決議する。

令和8年7月13日

沖 縄 県 議 会

沖 縄 県 知 事 宛て